

市外地域型保育事業所長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部 保育第2課長

川崎市への地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、標記給付費等の請求事務については、令和6年6月26日付「令和6年度の川崎市への地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求方法について（通知）」でお示しているところですが、年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間が限られており、円滑な請求・支払事務のため次のとおり通知いたします。

1 年度末の請求スケジュールについて

令和6年度の給付費等の請求期間は令和7年4月末日までです。通常、当月15日までに御請求いただいた場合、翌月の20日にお支払いいたしますが、請求漏れを防ぐため、5月支払いについては2回（4月15日・5月8日）締め日を設定いたします。ただし、5月8日締め分につきましては、例外的な措置として**4月15日までに請求情報が確定しない事業所のみ**受付することといたします。事業所が所在している自治体から、各種加算の認定等が下りており、単価等が確定した状態で御請求いただきますようお願いいたします。なお、**同一事業所が4月15日締め分と5月8日締め分の両方に御請求いただくことはできません。**

請求締め日	支給日
3月14日（金）	4月18日（金）
4月15日（火）	5月20日（火）
5月8日（木）	5月23日（金）

2 3月分及び令和6年度追加分の請求について

公定価格の改定に伴う追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、請求時期・内容について次の表のとおりとさせていただきますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求締め日	請求上の留意点
3月14日	◎3月分給付費を請求する事業所は、令和6年12月に公表された <u>令和6年度改定単価</u> で請求してください。 ◎各市町村から認定を受けた場合は、3月加算（施設機能強化推進費加算、第三者評価受審加算）の請求もお願いします。その際、各市町村発行の <u>加算認定の通知書の写しの添付</u> もお願いします。
<u>4月15日（原則）</u> 5月8日（例外）	◎すべての事業所が <u>令和6年4月～令和7年3月分（うち、川崎市児童が在籍しているすべての月）を追加請求</u> してください。すでに今年度中御請求いただいている場合も、公定価格の単価改定があったため、その差額の精算を行う必要がありますので、必ず <u>改定後単価</u>

	で請求してください。 ◎また、処遇改善等加算Ⅱ及びⅢについて新たに認定があった場合や、人数等に変更があった場合、その他加算の各種認定通知等が届いて精算が必要な事業所は、漏れなく請求をお願いいたします。その際、各市区町村発行の<u>加算認定の通知書の写しの添付</u>もお願いします。 ◎やむを得ず4月15日までに追加請求ができなかった場合に限り、5月8日までに資料を整えて請求を行ってください。
--	--

※5月8日を過ぎると令和6年度分の支払いができなくなりますので、御注意ください。

3 その他の留意事項について

その他請求上、留意が必要な事項として、次の点が想定されますので、御留意ください。

＜請求上の留意点＞

- ・本市への地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求方法については以下の市ホームページに、通知文（令和6年6月26日付「令和6年度の川崎市への地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求方法について（通知）」）及び請求様式を公開していますので、併せて御確認ください。
⇒川崎市への市外地域型保育事業所に係る子どものための教育・保育給付費等の請求について（URL：<https://www.city.kawasaki.jp/450/page/0000152128.html>）
- ・今年度から請求様式を変更しておりますので、今年度初めて請求される事業所は、必ず先のホームページから様式をダウンロードして御使用ください。
- ・本市では保育必要量の変更や処遇改善等加算率などの加算の遡及認定等により、追加請求や精算を行おうとする場合には、未払分の請求と併せて追加請求又は精算を行うことができるものとしています。**本市所定の請求明細書を適宜、様式を加工する等、追加請求又は精算が必要な金額を記載の上、御請求**ください。追加請求や精算の内容が複雑な場合には、別途内訳が分かる明細書を添付の上、併せて御申請ください。
- ・請求は**電子申請にて受け付けております**。提出書類一式を下記フォームから御提出いただき、審査の過程で修正等の必要が生じた場合は担当者に御連絡いたしますので、再度フォームより資料の御提出をお願いいたします。審査が終了いたしましたら川崎市より給付額決定通知を郵送いたしますので、請求書・委任状に押印のうえ、**郵送にて**保育第2課までお送りください。

《請求書等提出フォーム》 <https://logoform.jp/f/ARbXQ>

- ・なお、審査終了後に作成いただく、押印した請求書等の送付先は次のとおりです。

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 給付・指導担当宛

（封筒の表面に**“広域入所に係る給付費請求書在中”**と記載してください。）

請求に関するお問い合わせ

（川崎市事務処理センター）

電話 044-233-1140

FAX 044-233-1136

（給付・指導担当）

電話 044-200-3128